

## 誓 約 書

慶應義塾長 殿

私は、慶應義塾一貫教育校派遣留学（以下、派遣留学という）に出願および参加するにあたり、次の事項を遵守し、あるいは承諾することに合意します。なお、誓約事項に反した場合は、慶應義塾一貫教育校派遣留学生（以下、派遣留学生）の資格の取消や、慶應義塾のサポートを受けられることになつても異議を申し立てません。

1. 二次選考通過後に派遣留学候補生として選抜された後は慶應義塾が正当と認める場合以外辞退できないので、十分理解のうえ出願すること。万一正当な理由なく辞退の場合、派遣留学への再応募は認められないこと。
2. 派遣留学候補生として選抜されることは、派遣留学先へ候補者として推薦されることであり、派遣留学先での受入を保証するものではないことを了解すること。また、派遣留学先の事情によっては、受入が許可されない場合もあることを了解すること。
3. 募集要項にもとづき慶應義塾は留学に伴う費用の一部は給付するが、その他の留学にかかる諸経費は自己負担となるので、願書の記入内容を含めて、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。留学にかかる所定の費用（海外旅行保険加入費、派遣留学先に応じた留学に関する事前支払い費用等）を定められた期日までに支払うこと。なお、留学期間中も在籍校への学費等は通常通り全額納付すること。
4. 留学に際して、出発日から帰着日まで、慶應義塾指定の海外旅行保険ならびに危機管理支援サービスへ加入すること。また、慶應義塾指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣留学先から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。
5. 心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること。出願時に健康上の留意点（食物アレルギーなど）がある場合は、志願書に記入すると共に、派遣留学候補生となってから健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに慶應義塾に申し出ること。
6. 慶應義塾が派遣する留学生であることを自覚し、塾生としての品位と誇りを持って行動すること。
7. 派遣留学先で指定された留学期間を満了し、留学期間終了後は、速やかに帰国し、在籍校に復学すること。留学期間の延長は認められないこと。また、高3コース派遣留学生は、派遣留学先のカレッジカウンセリングを受けることができないこと。
8. 慶應義塾の代表として、留学先における学業に精励し、さらに芸術・社会活動・文化活動等の多様な分野で学びを追求し、留学で得られた成果を慶應義塾へ還元すること。
9. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国または地域の法令、派遣留学先の規則および慶應義塾の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反すことのないよう注意すること。
10. 自分の行動に責任を持つこと。留学中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関にかかる事故ならびに前記以外の人为的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意または不注意による事故（本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果について、慶應義塾およびその関係者に損害賠償その他の責任を負わせないこと。
11. 派遣留学先が所在する国（地域）の治安・状況によっては、慶應義塾が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定する場合があり、その際は慶應義塾の指示に速やかに応じること。
12. 前項により留学が中止となった場合、航空券手配や宿舎のキャンセル料、その他追加で発生しうる費用等は、全て自己負担となること。また、この場合、派遣留学先で履修した授業の単位認定可否については、派遣留学生の在籍校での判断となり、単位認定を保証するものではないこと。
13. 派遣先国・地域において、外務省の危険情報レベル（もしくは感染症危険情報レベル）が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上の場合、原則として派遣留学は行わないこと。
14. 留学に必要な諸手続き（派遣留学先に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、在籍校における留学および復学手続、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
15. 留学に伴う渡航期間中は、原則として派遣留学先が指定する居住先（寮）に滞在すること。休暇中に滞在する居住先がない場合は、派遣留学生自身の責任の下居住先を獲得しなくてはならないこと。
16. 慶應義塾一貫教育支援センターへ指定の報告（オンラインによる定期報告および留学報告書の提出）を遅滞なく行うこと。
17. 留学終了後に行われる留学報告会には必ず出席すること。
18. 個人情報について、慶應義塾が指定する保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、関係省庁および在外公館が、事故時の対応、派遣留学生および保証人との連絡、留学プログラムの運営のために共有、利用することに同意すること。
19. 派遣留学先で取得した成績情報、生活面の情報などの個人情報を留学プログラムの運営のため、または派遣留学生の安全を守るために慶應義塾が派遣留学先から提供を受けることに同意すること。
20. 慶應義塾が発行する刊行物や主催するイベント等へ協力すること（体験記執筆、体験談発表、留学説明会での手伝い等）。
21. 留学前および留学期間中に、この誓約書に記載された事項に違反するなどして、派遣留学生として不適格であると派遣留学先または慶應義塾が判断した場合には、両校は、留学する資格を取り消す権利を有していること。留学取り消しにより発生した費用等は全て自己負担とすること。

年 月 日 学校名 \_\_\_\_\_ 学年・組 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (本人直筆のこと)

保証人は、上記に同意し、児童・生徒本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日 保証人自署 \_\_\_\_\_ 印 (保証人直筆のこと)